

教員の業務改善に向けて（部活動指導員）

＝学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について＝

3月14日、文部科学省は部活動の指導や大会への引率を行う「部活動指導員」を学校に置けるよう省令を改正した。地域のスポーツ指導者ら外部人材を活用して教員の負担を軽減するのが目的で、4月から施行する。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令のポイント（全日教連要約・抜粋）

※太字アンダーラインは、全日教連による

部活動指導員の職務

- 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事すること。
- 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられること。
 - ・実技指導
 - ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
 - ・用具・施設の点検・管理
 - ・部活動の管理運営（会計管理等）
 - ・保護者等への連絡
 - ・年間・月間指導計画の作成部活動指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど必要に応じ教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること。
 - ・生徒指導に係る対応部活動指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめ暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。
 - ・事故が発生した場合の現場対応

部活動指導員の任用

- 部活動指導員の任用に当たっては、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とする。

生徒の事故への対応

- 学校の管理下において部活動指導員が部活動の指導を行った際に生徒に負傷等の事故が発生した場合であっても、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用となること。

適切な練習時間や休養日の設定

- 学校の設置者及び学校は、部活動指導員による指導を行う場合であっても、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒における様々な無理や弊害を生むことから、「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の取扱い及び活用について」（平成29年1月6日付け28ス庁第540号）も踏まえ、練習時間や休養日を適切に設定すること。

（詳しくは、http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1383344.htm）

今回、文部科学省から発表された省令の改正では、部活動指導員を省令上位置付け活用することで、教員の業務負担軽減につながれることをねらいとしている。また、各自治体の教育委員会等に対し、勤務形態や報酬といった部活動指導員の規則を整備するよう通知し、各種大会を主催する日本中学校体育連盟や全国高等学校体育連盟等には、指導員単独での引率が可能となるよう規定の改正を求めるとしている。

学校現場において、部活指導員を取り入れ指導体制を充実することで、部活動の指導が負担となっている教員にとっては負担軽減となる。また、指導員の専門的な指導により、生徒にとっても活動への意欲や技術の向上を図ることができる。そのためには指導員と教員とが緊密に連携し、これまで教員が行ってきた生徒指導の一貫としての部活動の意義を保持できる体制を構築しておかなければならない。しかし、部活動指導員の質をいかに保持していくかについては今後の課題である。

今回、部活動指導員について一定の改善が図られることとなったが、全日教連は、その他の教員の業務改善についても、文部科学省に対して教員の負担軽減に向けて、検証と改善を要望・提言していく。